

後期高齢者医療制度のお知らせ

●保険証(後期高齢者医療被保険者証)を更新します
8月1日からは、7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください(保険証は、白色の封筒に入れ「簡易書留郵便」でお届けします)。

■配達時に不在の場合

「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されますので、「お知らせ」に記載されている郵便局に連絡し、都合のよい日に再配達を希望されるか、郵便局にて直接お受け取りください。

■郵便局での保管期限が過ぎた場合

「お知らせ」に記載されている保管期限が過ぎた郵便物は、市役所に返送されます。お受け取りについては、市役所へご連絡ください。

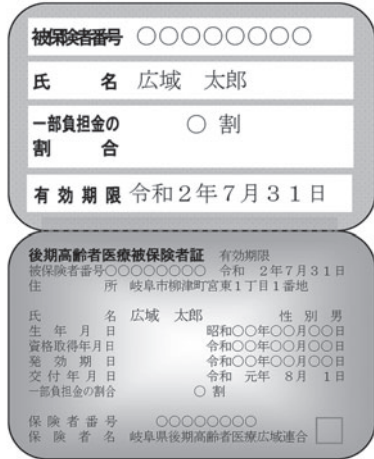
●保険料額の決定通知書をお送りします
7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料の額や支払い方法が記載されていますので、ご確認ください(6月以降に後期高齢者医療制度へ加入された方へは、8月以降にお送りします)。

■保険料は相互扶助の大切な財源です

通知書に「納付書」が同封されていた方は、納期限までに保険料をお納めください。また、年金天引きによって保険料を納めている方は、口座振替に支払い方法を切り替えることができます。変更を希望される方は、市民課にお問い合わせください。

■保険料の決まり方

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(41,214円)」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額(所得割率7.75%)」の合計額となり、個人ごとで計算されます(所得の状況に応じて、保険料の軽減措置があります)。



新しい保険証は、色が「うすい紫色」に変わります(かたちや大きさは変わりません)

「保険料軽減措置の見直し」について

平成31年度(令和元年度)は以下のとおり改正されます。今後も安心して制度を利用いただくための改正にご理解をお願いします。

① 保険料「均等割額」の軽減 **改正**

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合			
	本来の軽減	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度
平成30年度における8.5割軽減の区分 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
平成30年度における9割軽減の区分 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし (ただし、公的年金控除額は80万円として計算) ※特別控除(15万円)はありません		改 8割	7割	
33万円+ 改 28万円 × (被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円+ 改 51万円 × (被保険者数) 以下	2割	2割		

(注)均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。また、8割軽減判定時を除き、年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円(65歳以上の方のみ適用)を差し引いた金額となります。なお軽減判定日は4月1日または資格を取得した日となります。

② 被用者保険の被扶養者であった方の保険料「均等割額」の軽減 **改正**

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はありません。均等割額は、**制度に加入後2年経過するまでの間に限り**5割軽減となります(ただし所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます)。※被用者保険とは…協会けんぽ・健康保険組合・船員保険・共済組合の公的医療保険の総称(国民健康保険・国民健康保険組合は含まれません)

(問合せ) 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368
市民課 ☎0577-35-3137